

5 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進を図る目的を達成するために必要な事項

(1) 利用者の指導に関する事項

① 自然解説に関する事項

ア 自然解説の実施と組織づくり

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、^{わしゅうざん}鷲羽山ビジターセンターや^{おうじがたけ}王子ヶ岳パークセンター等の各利用拠点において野外活動指導を行うことを目標に、地元市町、自然公園指導員、パークボランティア、公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。

イ 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう、セルフガイド方式による自然解説冊子やハンディマップを関係機関等と協力して作成する。また、海外からの利用者が多い地域における冊子類には外国語を併記することとする。

② 利用者の利用規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関等との連携を図り、監視体制の強化及び利用者への指導に努める。

指定地以外でのキャンプ（デイキャンプを含む）は、植生破壊、山火事の発生及びごみの散乱の原因となるため、関係機関等と共に利用者の指導を行う。

③ 利用者の安全対策

最近、海水浴利用に加えてマリンスポーツ、スカイスポーツといった利用が増加しているため、利用者への安全確保を十分図るよう、必要に応じて施設の管理者及び主催者を指導する。

(2) 地域の美化修景に関する事項

① 美化清掃

ごみ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進する。
なお、次の点に留意してごみ処理及び清掃方法の改善を進める。

ア くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外には設置しないものとする。
また、設置した「くずかご」には蓋を取り付けるなど、ごみの飛散を防ぐものとする。

イ 公園施設の管理

公園施設管理の良し悪しは、公園のイメージを大きく左右するものなので、快適な利用を維持するための清掃体制の強化を各管理者に指導する。

ウ 普及啓発

クリーンハイキング、クリーンアップ作戦等の実施を通じて、市民に清掃活動への参加を呼びかけるとともに、ごみ持ち帰り運動の普及を図る。

エ 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請するとともにごみの投げ捨て防止の啓発を図る。

オ 海洋の汚染防止

釣りに伴うごみの散乱、海域へのごみの投棄、カキ筏の放置等海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、海ごみ対策検討会に参加している関係機関等と協力して対策に当たる。

② 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点及び「自然公園における保全水準と法面緑化の基本方針及び緑化工指針（案）」（平成 18 年 3 月環境省自然環境局）により、修景緑化を行うよう行為者を指導する。

ア 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを緑地帯等に移植する。

イ 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地及び現在裸地になっている場所については、緑化する。

ウ 緑化に使用する草本類

一部の法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の国内産自生種を混合した種子吹き付けを行うものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、芝類、牧草類の使用も第 1 種特別地域や貴重な自然を有している地域を除き、やむを得ないものとする。

エ 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、別紙 7 「修景緑化樹種一覧」を参考とし、できるだけ国内産自生種による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

オ 道路については、特に次の事項に留意する。

- 1 道路を新設、増設、改設する場合は、既存の樹木は可能な限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、予定地に大径木がある場合は、道路線形の変更も検討する。
- 2 道路沿いの残地は、国内産自生種により緑化する。
- 3 道路の新設、増設、改設に伴い大きな法面が生じる場合は、原則として法面を数段に分けて小段を設け、低木を植栽する。

(3) 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡協議会等の設置目的の推進を図るため、積極的な交流を行い、組織強化等指導育成に努める。

① 倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会

本会は、倉敷市及び玉野市にかかる瀬戸内海国立公園を美しく保つとともに、健康で快適なレクリエーションの場を育てることを目的としており、倉敷市と玉野市が中心となって運営している。

② 渋川海水浴場運営協議会

本会は、渋川海水浴場の適正かつ円滑な運営を行い、その利用の増進を図ることを目的としている。玉野市が中心となって運営している。

③ 出崎^{でさき}海水浴場運営協議会

本会は、出崎海水浴場の適正かつ円滑な運営を行い、その利用の増進を図ることを目的としている。玉野市が中心となって運営している。

④ 鷺羽^{わしゅうざん}山の景観を考える会

瀬戸内海国立公園指定 70 周年を機に、景観保全を通して瀬戸内海国立公園鷺羽山地区の適正な保護と利用の増進を図ることを目的に、地元関係者により設立された。行政との意見交換や提言の場となっており、児島^{しもつじ}と下津井の地区代表が中心となって運営している。

⑤ 鷺羽山地区パークボランティアの会

平成 4 年に自然解説、環境保全意識の高揚・啓発活動のボランティア活動を行うことを目的に設立された倉敷地区パークボランティアが鷺羽山地区パークボランティアに名称変更して現在に至っている。鷺羽山、王子ヶ岳^{おうじがたけ}、由加山^{ゆがさん}、通仙園^{つうせんえん}、六口島等を対象として定期的な自然観察等を実施している。

(4) 展望地の維持管理、再生事業に関する事項

瀬戸内海国立公園の特徴である多島海の眺望景観及び圍繞景観について、その維持及び積極的な景観形成を図るため、次の事項に留意した展望地の維持管理を行う。また、修景が必要な展望地においては、積極的に展望地再生事業を実施する。なお、実施に当たっては、関係機関等との調整を図ることとする。

修景が必要な展望地の現状については、別添「瀬戸内海国立公園（岡山県地域）展望地カルテ」等により把握する。

① 展望地の一体的な維持管理体制づくり

ア 展望地だけでなく展望地周辺の立木管理や草刈り、展望地へのアクセス道を含む総合的な維持管理方法を、展望地ごとに検討する。

イ 地元住民や市民団体等を中心とし、地域に根ざした維持管理体制を確立する。

② 施設等の整備

ア 展望施設の設置に当たっては、他の施設からの眺望に支障がないよう配慮する。

イ 防護柵の設置位置は、利用者の安全を確保した上で、眺望視野に入らないよう配慮する。

ウ 眺望だけでなく、音やにおいなど、五感を意識した展望地づくりを行う。

エ 展望地の魅力を最大限引き出す工夫をする。

オ 道路沿い又はアクセスが容易な展望地においては、あらゆる人が展望を楽しめるよう、景観に支障がない範囲でユニバーサルデザインを導入することとし、それらに関する情報を利用者に提供する。

カ 複雑な地形、労働力・資金不足等の面から維持管理が困難な場所においては、維持管理をあまり要しない施設にするなど、整備段階での工夫をする。

③ 植栽

眺望方向への植栽は避けることとし、植栽木は、幼木時から眺望景観及び圍繞景観を考慮した保育管理を行う。また、密植による上長成長を避け、場所によっては上長成長の小さい品種を選定する。

④ 周辺樹木の管理

眺望確保のために必要な場合には、次により周辺樹木の剪定・伐採等の管理を行う。

ア 剪定により通景が図られない箇所においては、樹木の抜き伐り等により通景の確保を検討する。

イ 皆伐は極力避け、何年かに分けて抜き伐りを繰り返し通景の確保を図る。

ウ 樹幹の中切りはしない。（生け垣の剪定は除く。）

エ 眺望方向に大径木等が優れた点景として存在している場合には、眺望景観を考慮しつつ極力残すものとする。

⑤ 展望地再生事業

樹木の繁茂や施設の老朽化等により眺望が阻害されている展望地については、次により再生事業を実施する。

ア 積極的にグリーンワーカー事業を活用し、地元の協力を得て樹木の剪定・伐採等を実施する。

イ 再生事業実施後、特に樹木の伐採後の維持管理体制を予め整える。

(5) その他事項

前各項目のほか、次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- ① 許認可手続きの迅速化及び問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- ② 関係法令との齟齬が生じないよう、関係機関との調整を図る。

(別紙8：関係法令等一覧参照)

用語解説

瀬戸内海国立公園（岡山県地域）管理計画書内において、各用語の意味を下記のように定める。

眺望（ちょうぼう）	: 特定の優れた眺望対象の展望。
眺望景観	: 「眺望対象」を含む景観。
囲繞（いによう）景観	: 展望地そのもの及びその周囲の景観。
展望地	: 優れた景観（「眺望対象」）を見る位置。展望台、展望休憩所を含む
通景（つうけい）の確保	: 展望地から優れた景観（「眺望対象」）が見えるように積極的に手を加える行為。
上長成長（じょうちょうせいちょう）	: 幼木が上に成長すること。
グリーンワーカー事業	: 国立公園等の適正な保護及び利用の推進等、地域の自然環境の適正な保全管理を図るため、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民をグリーンワーカーとして雇用し、各種の自然環境保全活動を実施する事業。「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」の略称。